

ご存じですか？ 「定額減税特設サイト」は、
こちらからアクセス



令和6年分所得税

定額減税

「令和6年度税制改正の大綱」（令和5年12月22日閣議決定）において税制改正の内容が決定され、この大綱に沿った国税の改正法案が成立・施行された場合には、令和6年分所得税について定額減税が実施されることとなります。

定額減税の制度に関する情報については、国税庁ホームページの「定額減税特設サイト」をご覧ください。

制度の概要

令和6年分所得税の納税者である居住者を対象（注：合計所得金額が1,805万円以下の方のみ）として、次の①及び②の金額の合計額を、令和6年分所得税額から控除

- ① 所得者本人…3万円
- ② 同一生計配偶者及び扶養親族（※）…1人につき3万円

※ 所得者と生計を一にする配偶者及び親族等で合計所得金額が48万円以下の居住者

定額減税の実施方法

給与所得者に対する実施

- 令和6年6月以降に支払う給与・賞与に係る源泉徴収税額から減税
- 年末調整で、給与・賞与における減税額を踏まえた精算

公的年金受給者に対する実施

- 令和6年6月以降に支払う公的年金（老齢年金）に係る源泉徴収税額から減税
- 必要に応じて、確定申告で6月以降の減税額を踏まえた精算

不動産所得・事業所得者等に対する実施

- 予定納税対象者については、予定納税額から減税
- 確定申告書提出時の所得税額から減税

このリーフレットは、令和6年1月31日現在の情報に基づき、東京国税局が作成しました。

給与を支払う事業者のみなさまへ

定額減税は、令和6年6月1日以後に支払う給与等から！

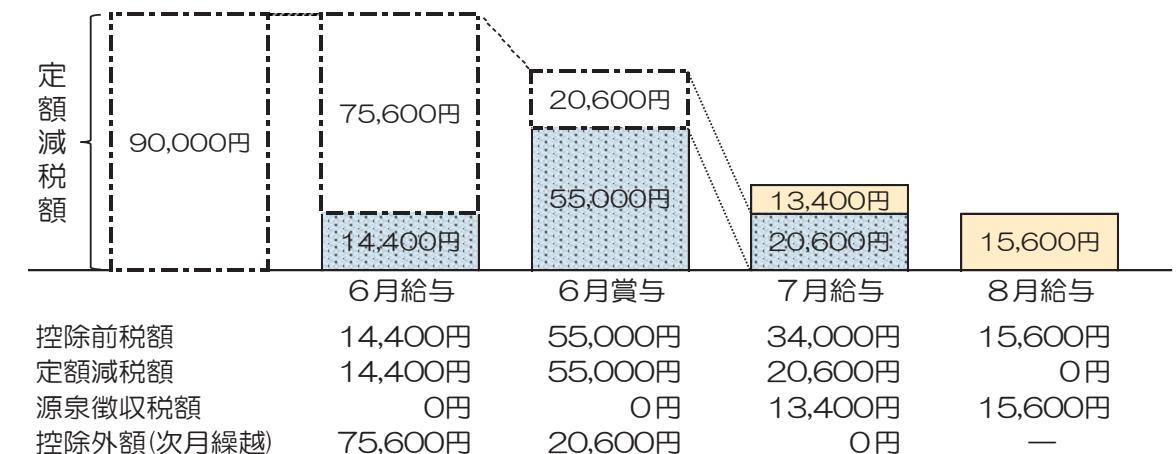
令和6年6月1日現在、事業者のもとで勤務している方のうち、その事業者に対して「扶養控除等申告書」を提出している（月々の給与の源泉徴収において「源泉徴収税額表」の「甲欄」が適用される）居住者の方々については、月々の給与に係る源泉徴収税額から定額減税額を控除することとされています。

給与所得者の定額減税イメージ（例）

【例】次の世帯構成の場合

区分	所得者本人	配偶者	子供1	子供2
判定等				
同一生計	—	○	○	○
職業等	会社員	パート	大学生 (アルバイト)	中学生
収入金額	680万円	105万円	75万円	0円
合計所得金額	502万円	50万円	20万円	0円
定額減税の対象	○	×(※)	○	○
定額減税額	3万円	0円	3万円	3万円

※ 配偶者は、合計所得金額が48万円超のため、自身を所得者本人として定額減税を受ける。



定額減税に関する最新情報は、
「定額減税特設サイト」で確認！！
特設サイトはこちらから



新宿都税事務所からの知らせ

自動車の移転手続・廃車手続はお済みですか？

自動車税種別割は、毎年4月1日現在、自動車検査証（車検証）に登録されている所有者（割賦販売の場合は使用者）の方に課税されます。

自動車を譲渡したときは「移転登録」、廃車したときは「抹消登録」の手続が必要です。お早めに、管轄の運輸支局又は自動車検査登録事務所で手続をお済ませください。

◆ 自動車を譲渡したとき：

令和6年3月末日までに「移転登録」をお済ませください。

移転登録の手続がお済みでないと、手放したはずの自動車に自動車税種別割が課税され、トラブルの原因となります。

◆ 廃車等で自動車を使わなくなったとき：

令和6年3月末日までに「抹消登録」をお済ませください。

抹消登録の手続がお済みでないと、廃車したはずの自動車に自動車税種別割が課税され、トラブルの原因となります。

登録手続に関しては、以下のホームページをご覧ください。

〈国土交通省ホームページ「自動車検査・登録ガイド」〉

<https://www.jidoushatouroku-portal.mlit.go.jp/jidousha/kensatoroku/>

【お問合せ先】東京都自動車税コールセンター 03-3525-4066

平日午前9時～午後5時（土日・休日、年末年始 12/29-1/3 を除く。）



国土交通省ウェブサイト

4月から 固定資産税における土地・家屋の価格などがご覧になれます(23区内)

縦覧期間	令和6年4月1日（月）から7月1日（月）まで（土・日・休日を除く。）
縦覧時間	午前8時30分から午後5時まで
縦覧場所	土地・家屋が所在する区にある都税事務所
縦覧できる方	令和6年1月1日現在、23区内に土地・家屋を所有する納税者の方
縦覧できる内容	所有資産が所在する区で課税されている土地・家屋の価格など(縦覧帳簿)
必要書類	納税者本人であることを証明できるもの ※運転免許証、旅券（パスポート）等、官公署が発行した顔写真付きの書類であれば1種類の提示、それ以外の書類は複数の提示が必要です。詳細は東京都主税局のホームページをご覧ください。土地・家屋が所在する区にある各都税事務所にお問い合わせください。

（注）納税通知書は6月3日（月）に発送予定です。

東京都主税局では、本人へのなりすましなどにより、不正な目的で公簿の閲覧及び証明の申請を行うことを防止し、納税者の皆様の個人情報保護を図るために、縦覧時の本人確認等を厳格に行っております。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

※縦覧制度の詳細は、
主税局ホームページをご覧ください。



主税局 HP（縦覧について）



主税局 HP（本人確認方法について）



東京都新宿都税事務所（相談広報担当）
新宿区西新宿7-5-8（03-3369-7151）



四谷法人会からのお知らせ

第14回通常総会の開催について

日 時 令和6年6月21日（水）午後5時30分（受付開始午後5時）
【第一部】第14回通常総会 午後5時30分より
【第二部】懇親会 午後6時30分より
会 場 ホテルグランドヒル市ヶ谷 新宿区市谷本村町4-1 ☎ 03-3268-0111
【第一部】第14回通常総会 3階 瑠璃西
【第二部】懇親会 3階 瑠璃東・中

法律に定められた正式な「総会召集通知」については、5月9日（木）に開催される理事会後に、通常総会参考書類（議案及び報告事項）と同封して発送いたしますので、必要事項をご記入いただき、ご返送をお願い申し上げます。

また、やむを得ない理由により総会にご欠席される会員の方は、他の会員を代理人として議決権を委任することができます。

委任状の提出に、会員の皆様のご協力を何卒よろしくお願い申し上げます。

皆さんも取り組みませんか！

『地球温暖化対策報告書』の提出

四谷法人会をはじめ都内の法人会では、地域貢献活動の一環として、東京都の「地球温暖化対策報告書」の提出に取り組んでいます。

地球温暖化対策報告書制度は、報告書作成の過程で皆様のCO₂排出状況を把握し、具体的な対策の実施につなげることで、温暖化対策に取り組むことを目的とした制度です。温暖化対策が求められる昨今、報告書を作成することで、使用量を把握する習慣がつき、光熱水費の削減につながります。さらに、温暖化対策に取り組む事業者として、東京都のホームページに掲載されます。PRシート、省エネ設備取得を支援するための法人事業税の減税制度が活用できるようになるなどのメリットもあります。

作成は簡単です。1年間の電気、ガス、水道などの使用量を把握、下記のホームページの『報告書の作成』で作成し、提出してください。

皆様も令和5年度分地球温暖化対策報告書の提出にご協力をお願いいたします。

令和5年度（5年4月～令和6年3月）分の提出期限（任意提出の場合）はホームページをご確認ください。

制度の概要 下記 URL を検索の上、ご参照ください。

地球温暖化対策報告書制度 <https://www8.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/ondanka>

報告書の作成方法

地球温暖化対策報告書 報告書の作成 <https://www8.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/ondanka/report>

Y.G.C 令和6年度コンペ開催予定

四谷法人会のゴルフ愛好者の集まりである Y.G.C コンペを開催いたします。

会員相互の親睦が深まる貴重な機会です。今年度よりシニア賞（70歳以上）を設け、より一層活動を活発にしたいと考えています。

令和6年度の競技スケジュールは次の予定となっておりますので、よろしく御計画ください。

また、法人会会員の皆様の中でゴルフがお好きな方は是非 YGC 会に入会してゴルフを楽しみましょう。

回	開催日	開催場所
176回	4月3日（水）	久能カントリー倶楽部
177回	6月26日（水）	我孫子ゴルフ倶楽部
178回	9月12日（木）	未定
179回	11月20日（水）	狭山ゴルフ・クラブ（新ペリア）
	11月21日（木）	別会場にて表彰式及び年末懇親会

株式会社H14（エイチジュウヨン）



代表取締役 大森 徹哉 氏

正式社名がH14と聞いて「名は体を表している」と理解できる人は「若感性」の持ち主ではないだろうか？ と考えさせられるのが地域コミュニティのフリーペーパー「JG（ジェイジー）」を発行しているエイチジュウヨンです。本日は媒体と地域コミュニティの強固なきずなづくりを推進している代表取締役大森徹哉さんにお話を伺いました。

「令和の「R」時代になっては社名の「H」が平成から採用したとは気づいてもらえなくなりましたね。

屋号を決めなくてはならないとき平成14年だったので「H14」でいこうと決めたのです。設立当時は皆さんすぐにわかってもらえました。

「フリーペーパー」「JG」の命名は？

会社を設立したのが新宿御苑の近くだったこともあって、雑誌タイトルを決めるときには「御苑」を使いたかったんです。そこで、スワヒリ語の「Jumbo（ジャンボ）」を加えて「こんにちは御苑」としたのです。いいでしょ。創刊号を置いてくれたお店はわずかに14店舗でした。H14にふさわしい数ではありませんでした。それから17年が経って途切れることなく130号を発行しました。現在の設置店舗数は約900店です。「JGエリア」は今では「新宿御苑」四谷」としてあります。これくらいの範囲がちょうど手の内に入る広さというか、小さな変化も気に留めることができる「自分ごと」にできるエリア」だと認識しています。

——あと3年ほどで創業20年ですね。何かご計画はありますか？

一つの区切りではあるかもしれないのですがメディアはどんどん変わっていくものだと思います。新しい人が新しいメディアやイベントをどんどん作っていきけるような状況を用意していくの

ントに個別に参加して下さっている方が少なくありません。プランによっては一緒にやれることもあると思いますよ。JTさんと一緒にやっている清掃活動に参加されるのも一つの方法だと思いますよ。



——マスメディアとはターゲットが違っているということですか？

はじめ御苑の話題ばかりだったの、大手出版社の人たちは、地域を取り上げている雑誌みたいにもっと広く扱わなければだめになるというわれました。そこで私が例に挙げていたのは「イチローのホームランより孫のヒットの方が関心あるもんだよ」と話して、そういう孫のヒットを取り上げられるような雑誌作りをしたいのだと。

——H14発足以前にはJリーグのスポーツ記事も書かれていたそうですね。

Jリーグ発足時に「地域に根差したスポーツを」と。誰一人成功するとは思っていなかったでしょう。でも、今や他のスポーツもこぞって地域主義に移行しています。地域の活性化という点では、JGという媒体、JG関連地域事業、そして街プロモーションという3つのカテゴリーで新規事業に取り組んでいっています。

——媒体に掲載されている連載記事や特集記事に関連したイベントなども増えてきているのでしょうか。

例えば熊本県が水害で被害を被った蔵元を支援する一環として新宿御苑四谷の「JGエリア」で球磨焼酎の普及キャンペーンができないかと相談されて一役買いました。スタンブラリーを設定して、店にも球磨焼酎を扱ってもらったんです。あるいは、ビール会社さんがゴールデン街ではじめてキャンペーンをやったりですね。媒体を持っているからこそできた当社ならではの取り組みです。

——四谷法人会と一緒に取り組む方法はありませんか？

四谷法人会さんの経営者の方のなかにもすでに、私どものいろんなイベ



が私の役目かなと。「新宿御苑」四谷」というエリア、ロケーションはそのものがいわばテーマパークみたいなものです。しかも、時代によってその表情を変えてきています。それをきめ細かく追いかけてきていることこそが当社の強みではあると考えています。

——古き良き時代もあれば、最先端のダンスパフォーマーも出現しますからね。

若いころはどんどん新しい酒を飲むのが楽しくて夢中になっていました。が、近頃は自分が気に入ったお酒をじっくり味わうようになってきています。人生も熟成の時を迎えているのかもしれない。本物の味わいはこれから収穫しますよ。

——今日は、どうもありがとうございました。

DATA BOX



株式会社 H14（エイチジュウヨン）

代表取締役 大森 徹哉 氏

〒160-0004

東京都新宿区新宿 1-11-4

TSK ビル 4 階

電話 03-5361-8015

ファクシミリ 03-5361-8016

https://h14.co.jp

事業内容

- 新宿タウン誌「JG」発行
- 新宿街プロモーション
- メディア製作
- イベント企画・運営

行動する法人会

－令和6年度税制改正に関する提言－

全法連では、令和6年度税制改正に向け、政府・政党に対して提言活動を行いました。

自由民主党

予算・税制等に関する政策懇談会
11月1日

財政・金融・証券関係団体委員長

宗清 皇一 氏 他



公明党

税制改正要望等に関するヒアリング
11月7日

財政・金融部会長 若松 謙維 氏 他



立憲民主党

税制調査会ヒアリング
11月9日

税制調査会長 小川 淳也 氏 他



国民民主党

税制調査会ヒアリング
11月6日

税制調査会長 大塚 耕平 氏 他



日本維新の会

11月13日

財務金融部会長 伊東 信久 氏 他



自由民主党

10月10日

税制調査会長 宮沢 洋一 氏



左から野坂筆頭副会長、宮沢税制調査会長、飯野税制委員長、田中専務理事

財務省

10月27日

財務副大臣 矢倉 克夫 氏



左から丸山税制副委員長、矢倉財務副大臣、飯野税制委員長、田中専務理事

国税庁

表敬訪問 11月30日

長 官 住澤 整 氏
次 長 星屋 和彦 氏
課税部長 田原 芳幸 氏



右手前から田原課税部長、住澤国税庁長官、星屋次長
左手前から飯野税制委員長、小林会長、田中専務理事

中小企業庁

10月30日

長 官 須藤 治 氏
事業環境部長 山本 和徳 氏



左から田中専務理事、飯野税制委員長、須藤中小企業庁長官、丸山税制副委員長、山本事業環境部長

総務省

10月6日

自治税務局長 池田 達雄 氏



左から丸山税制副委員長、池田自治税務局長、飯野税制委員長、田中専務理事

©(公財)全国法人会総連合 〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5-6 Tel:03-3357-6681 Fax:03-3357-6682 <https://www.zenkokuhojinkai.or.jp/>